

基本的考え方

高齢者や障害のある人等が、外出し、社会参加を行うためには、多機能便房の設置が特に重要となるため、便所の設計にあたっては以下の点に配慮する。

- (1) 便所の設置にあたっては、見つけやすく、利用しやすい経路上に配置する。
- (2) 一般の便房や洗面台等についても、できるだけ多くの人が利用できる設計にすることが望ましい。
- (3) 建築物の用途によっては、同時に多数の車椅子使用者が利用する場合に備え、多機能便房や車椅子使用者が利用できる便房を複数設ける必要がある。

整備基準 便所

解説図

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所(以下この項において「不特定多数利用便所」という。)を特定の階に偏ることなく設けること等により、これらの者が不特定多数利用便所を利用する上で支障がないようにすること。
- (2) 不特定多数利用便所の数は、不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する階(次に掲げる階を除く。)の階数に相当する数以上とすること。
 - ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
 - イ 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、これらの者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- (3) 不特定多数利用便所を設ける階においては、当該不特定多数利用便所のうち1以上(当該階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件(令和6年国土交通省告示第1074号。以下「便所配置基準告示」という。)第3に規定する数以上)に、車椅子使用者用便房(次に掲げる構造の便所をいう。以下同じ。)を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。(4)において同じ。)設けること。
 - ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
 - イ 車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
 - ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (4) (3)の規定にかかわらず、便所配置基準告示第5各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定するところにより車椅子使用者用便房を設けること。ただし、(2)の規定により不特定多数利用便所を設ける階の床面積の合計が1,000平方メートル未満であるときは、便所配置基準告示第5第4号の規定にかかわらず、不特定多数利用便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。
- (5) 不特定多数利用便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設けること。
- (6) 不特定多数利用便所であって男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器で両側に手すりが適切に配置されているものを1以上設けること。

図 12-1
便所

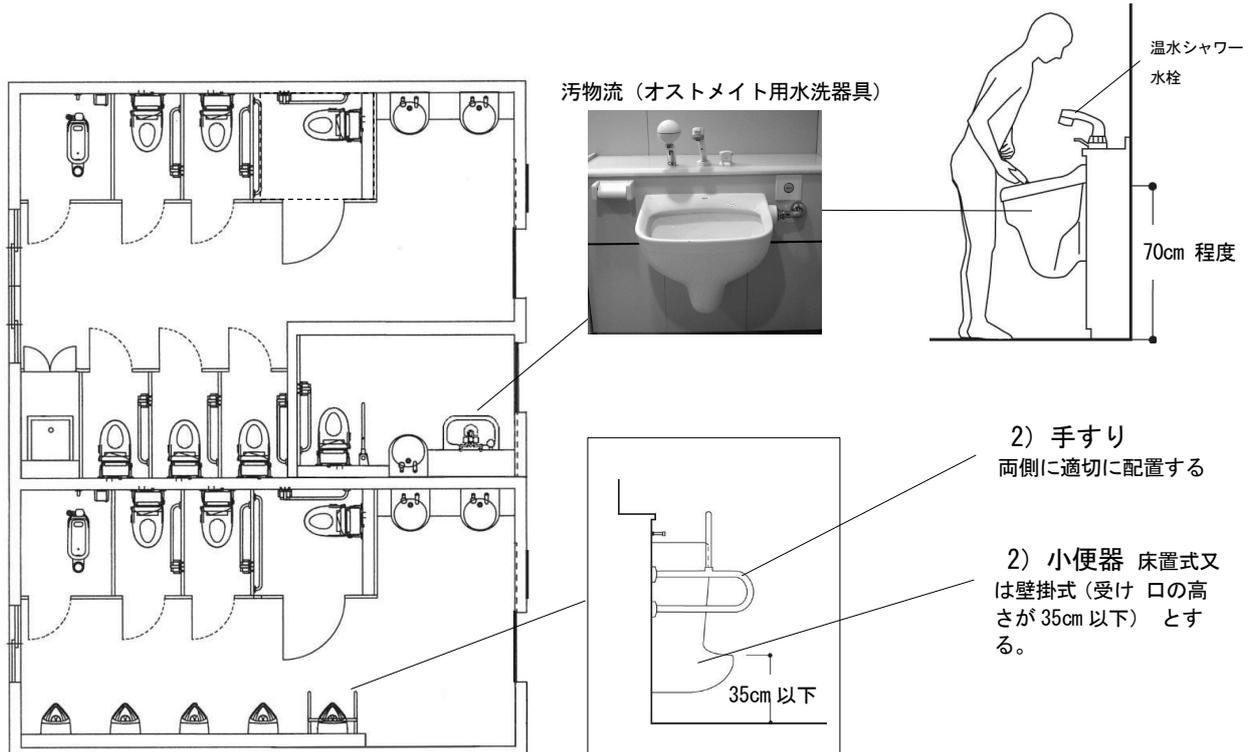
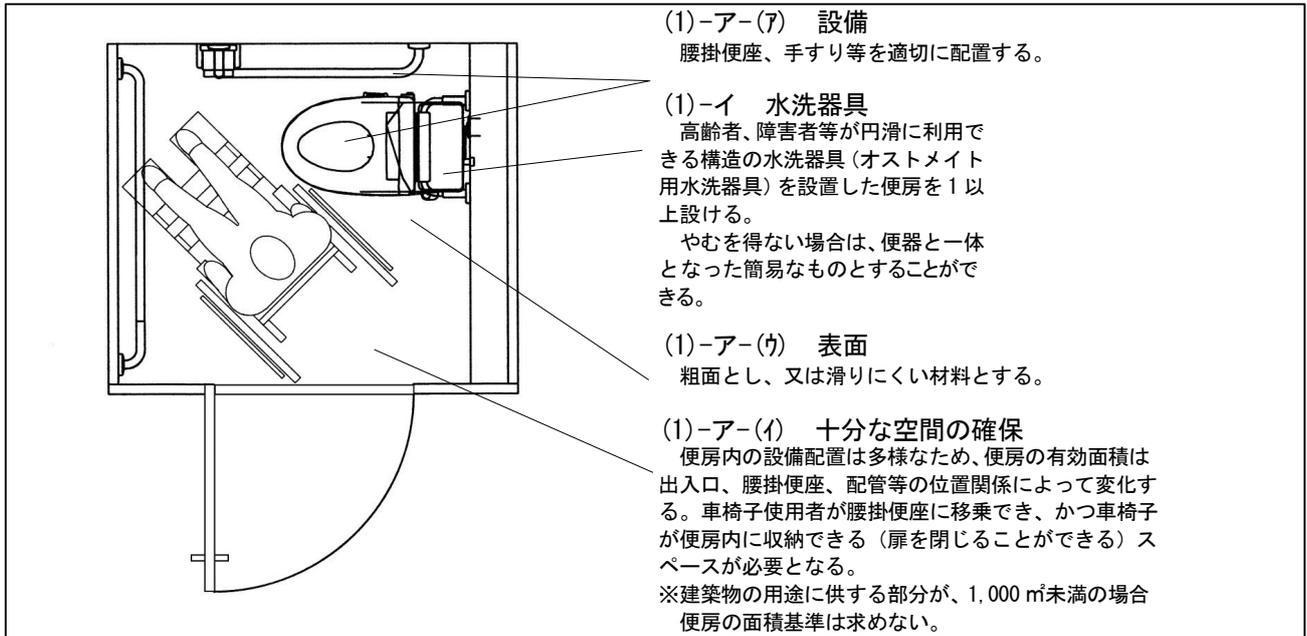
整備基準の解説

- (1) 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合、1以上は(1)-ア、イに掲げるものとする。(男女の区別があるときはそれぞれ1以上)
- (2) 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合、1以上を(2)に掲げるものとする。

■ 図 12-1 便所

(1)-ア 不特定多数利用便所を1以上設ける。

※レストラン、物品販売店など、小規模施設においては、まず、下記基準にあったバリアフリー便所を1室設置することを基本とする。



動作特性

※ここでは、高齢者や障害のある人等の排泄動作を、ピクトグラム（絵文字）で表し、後述の「設計上の配慮事項」において、動作特性別、設計箇所別の配慮事項を示している。

●立位移乗による杖歩行者の排泄動作

・便器の前に立ち、利き手でL型手すりにつかまりながら、利き足を軸に回転して、便器に移乗する。



●立位移乗による車椅子使用者の排泄動作

・L型手すりの正面（便器に直角）に車椅子を配置し、手すりにつかまりながら、利き足を軸に90度回転して、便器に移乗する。



●座位移乗による車椅子使用者の排泄動作

・車椅子を便器と平行に置き、両手で車椅子と便器につかまりながら、便器に水平移乗する。



●介助による車椅子使用者の排泄動作

・介助者が、利用者を抱きかかえて一旦立たせ、方向転換して便器に移乗させる。



●オストメイト※1による排泄動作

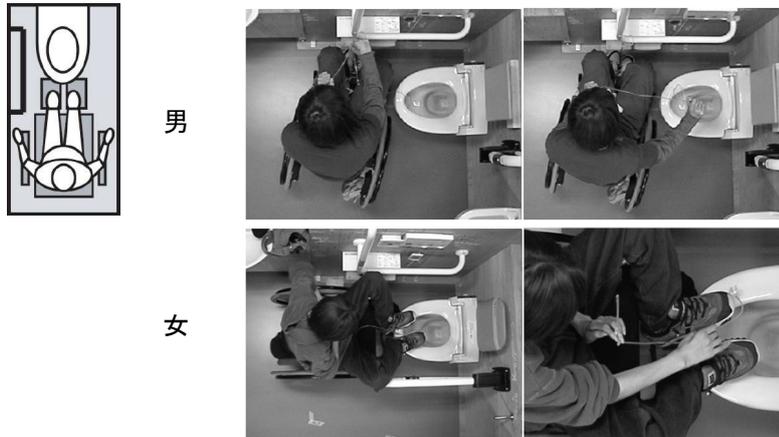
・排泄物を汚物流に流し、温水シャワーで腹部を洗浄する。



※1 オストメイト：腹部に人工肛門や人工膀胱等を装着している人。

● 自己導尿による排泄動作

- ・尿道に管を入れ、尿を流し出し、管を洗浄するもしくは使い捨てる。



男

女

設計上の配慮事項（動作特性格）

※ここでは、整備箇所別、動作特性格の「設計上の配慮事項」を示している。

設計図内の番号	肢体不自由 							
	立位移乗		座位移乗		介助移乗			
	杖歩行	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）		平行移乗	ベンチ移乗	人的介助	リフト介助	
	方向転換可	方向転換不可						
床の表面仕上げ	①	・濡れても滑りにくく、かつ転倒したときの危険防止に配慮する。						
出入口	②	・段差をなくし、通行しやすい有効幅員（80cm以上）とする。						
便房の戸	③	・引き戸が望ましく、可能ならば自動引き戸とする。 ・取っ手は車椅子で近づきやすい位置とする。（特に便所の内側の取っ手）						
自動扉 押しボタン	④	・設置位置は戸の取っ手側の壁とし、設置高さは壁に手すりがある場合は90cm程度、ない場合は80cm程度とする。						
施錠	⑤	・上肢障害にも配慮し、施錠操作がしやすい位置に設置する。 ・自動扉の場合、緊急時に外部から開錠できるものとする。 ・錠は、車椅子で接近しやすい位置とする。						
移乗スペース	⑥	・便器に対して車椅子を直角に配置できる空間を確保する。		・便器に対して車椅子を平行（20度前後）に配置できる空間を確保する。		・介助しやすい空間を確保する。		
便器高さ	⑦	・腹圧がかけられるように、腰掛けた状態で踵が床に着く高さ（42cm程度）とする。 ・立ち座りがしやすい高さとする。						
便器形状	⑧	・足を引ける（蹴込みがある）形状とする。		・車椅子の座面高と同等の高さとする。 ・便座の周囲にリモコン等の突出がなく、車椅子が接近しやすい形状とする。				
洗浄便座	⑨	・後始末がしやすく、排便を促す温水洗浄付便座の設置が望ましい。 ・洗浄リモコンは、便座横に設置すると移乗時に誤操作しやすいため、壁の水平手すりから15cm程度の高さに設置する。						
背もたれ	⑩	・座位が不安定な人のために設置することが望ましい。						
L型手すり	⑪	・立ち座りや座位保持がしやすく、立位で体を支えながら更衣がしやすい位置とする。		・座位保持、更衣、後始末等がしやすい位置とする。 ・縦手すりの位置は、便座から前方25cm程度とする。 ・横手すりの高さは座面から上方25cm程度で、便座中心からの距離は30cm程度とする。				
移動用手すり	⑫	・立位移乗で体の回転がしやすく、座位保持がしやすい位置とする。 ・上肢に障害があっても操作しやすい形状、機能とする。		・車椅子からの移乗や座位保持がしやすい位置とする。 ・手すりの高さはL型手すりに準じ、便座中心からの距離は35cm程度とする。				

便器洗浄ボタン	⑬	・便器及び車椅子に座った状態で操作できるように、壁の横すりから15cm程度の高さに設置する。 ・上肢に障害があっても操作しやすい形状、機能（光感知式等）とする。
紙巻器	⑭	・上肢に障害があっても操作しやすい形状、機能とする。片手でカットできるタイプがよい。 ・便座及び車椅子に座った状態で操作しやすい位置とする。
緊急通報ボタン	⑮	・便座に座った状態で手の届く高さ（65cm程度）に設置する。 ・移乗をとまなう場所の壁面に、低い位置（65cm程度の高さ）で設置する。
手洗器	⑯	・車椅子での移乗、回転スペースに張り出さないものを選択する。 ・車椅子でも利用しやすいよう、手洗器下部に脚部が入るスペース（床からの高さ65cm程度）を確保する。
鏡	⑰	・手洗器の上端部（高さ75cm程度）に鏡の下端を揃え、立位で全身が映るように鏡の上端を設定する。
汚物流	⑱	・しびん洗浄等に利用しやすいよう、上端部の高さは70cm程度とする。 ・温水シャワーで洗浄できるものが望ましい。
汚物入	⑲	・上肢に障害があっても操作しやすく、やや大きめのものを設置する。
ベンチ、ベッド	⑳	・移乗及び更衣等のしやすさに配慮する。 ・移乗及びおむつ交換等の介助動作に配慮する。
手荷物棚	㉑	・様々な排泄動作に配慮した手荷物棚を設置する。 ・車椅子での移乗、回転の支障とならないよう配慮する。

緊急通報ボタンの位置について JISによれば洗浄ボタンと緊急通報ボタンは同じ高さでその下に紙巻器を配置することとされている。この手引きでは、障害のある人が転倒したときに緊急通報ボタンを押すことができるよう、床面から65cm程度の低い位置に設置することを推奨している。

	設計図内の番号	視覚障害者	聴覚障害者	内部障害者
				
		見えにくい（弱視/色盲）	聞こえにくい	
配置	—	見えない（全盲）	聞こえない	
便房の戸	③	・同一建築物内では、できるだけ同じ配置、同じ設備にすることが望ましい。		
L型手すり	⑪	・自動扉の押しボタンは、手の引き込みを防止するため、取っ手側の壁に設置する。		
便器洗浄ボタン	⑬	・認識しやすい色とする。		
緊急通報ボタン	⑮	・ボタンには凹凸、色相や明度の差、点字、凸文字、触覚記号等により認識しやすくする。	・確認ランプ付呼出装置、出入口非常呼出灯を設置し、事務所には警報盤を設ける。 ・音声案内装置を設ける。	・緊急通報が確認できるフラッシュライト等を設置する。
汚物流	⑱	・出入口から便器へ移動する際、ぶつからない位置に設置する。		・オストメイトに対応した高さとし（70cm程度）温水シャワーを設置する。
汚物入	⑲			・大きめのものを設置する。

設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■ 便所

[配置等]

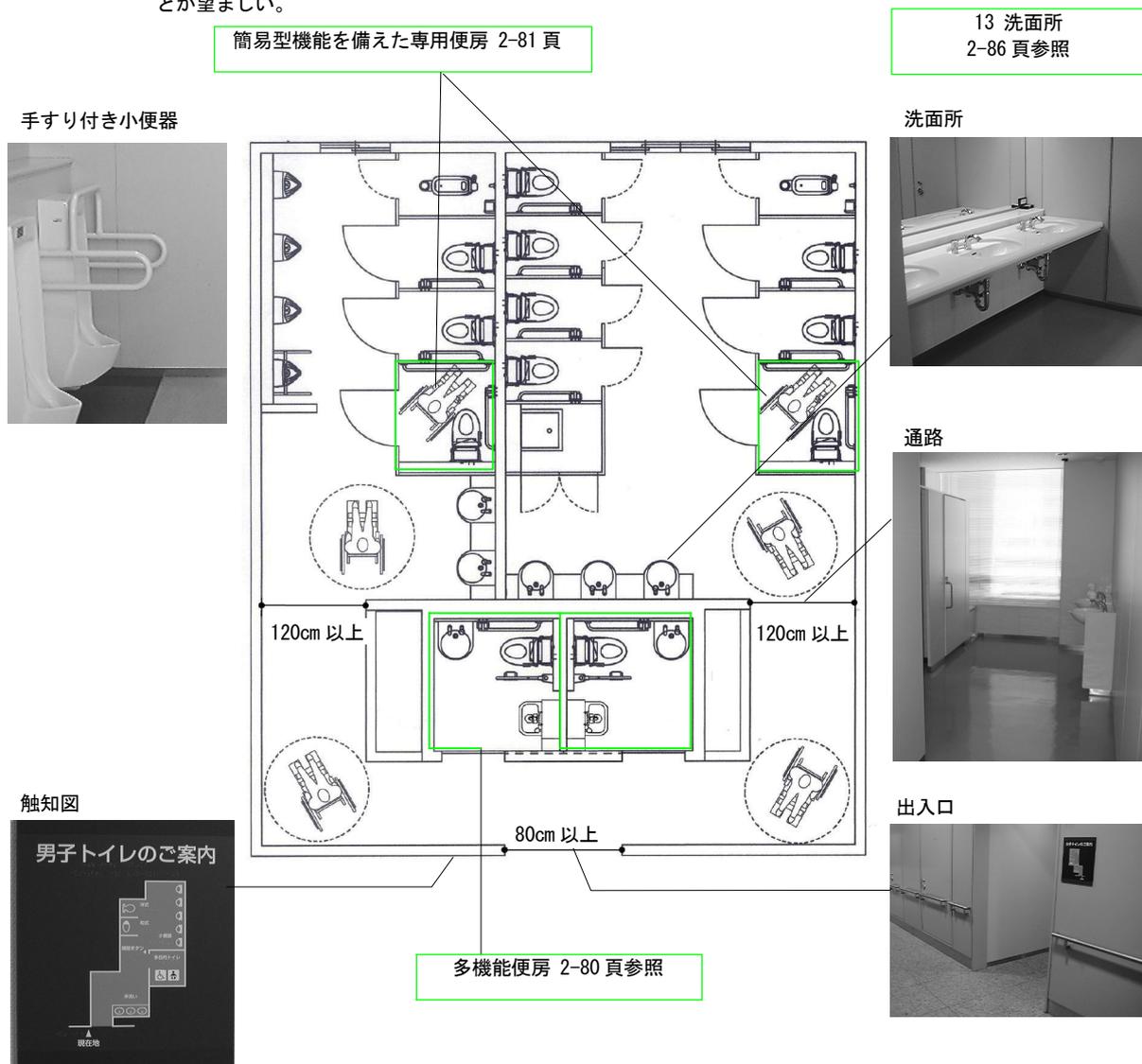
- ・洗面台、ベンチ、オストメイト用水洗器具等を備える多機能便房は、男女の便所と一体的に計画し、出入口付近に設けることが望ましい。
- ・小便器は、便所の出入口から最も近いものを、低リップ型の壁掛け式または床置き式とする。
- ・洗面台は、カウンター高さ、水栓器具、下部スペース等について、車椅子使用者に配慮したものを一箇所以上設ける。
- ・男女共用の不特定多数利用便所には排泄介助者が必要な者の脱衣・おむつ交換等への配慮として大型ベッドを設ける。
- ・視覚障害者に対応した音声案内装置を設ける。

[寸法]

- ・建築物の用途に応じて、ベッドや椅子を設けることが望ましい。
- ・便所の出入口は、有効幅員 80cm 以上を確保する。
- ・便所内通路は、有効幅員 120cm 以上を確保するとともに、車椅子使用者の転回スペースを確保することが望ましい。

[表示]

- ・同一建築物内の各階において、便所の位置、男女の配置が統一されているとわかりやすい。
- ・建築物全体の案内板等に、便所の位置及び男女の区別を点字で表示し、手すりの点字や視覚障害者誘導用ブロック等により便所へ誘導する。また、便所や便房の出入口付近には、内部の配置を触知図等により表示することが望ましい。

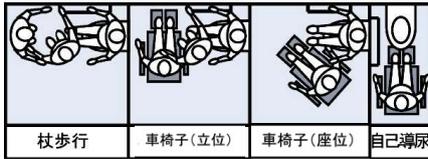


■不特定多数利用便所（簡易型機能を備えた専用便房）

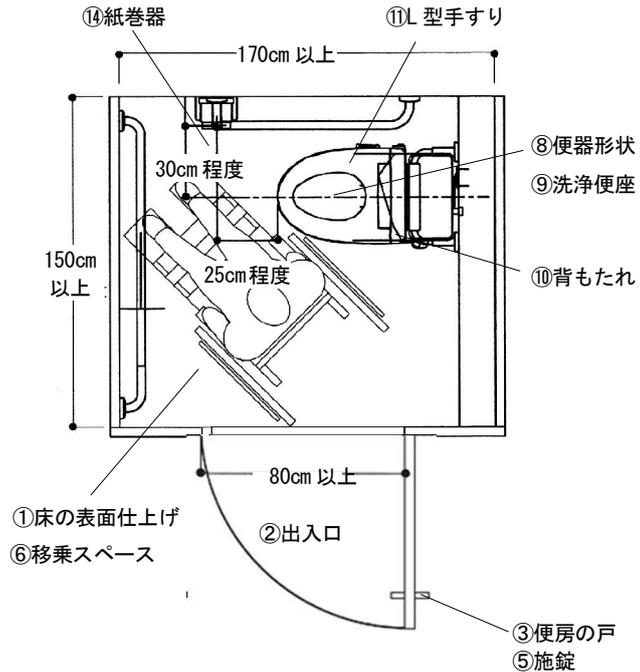
※簡易型機能を備えた便房のみでトイレのバリアフリー対応を行うことは、既存建築物の増改築、修繕の場合等、建築計画上の成約がある場合を除き、望ましくない。

- [配置等] ・利用できる対象が増えるように、便房の出入口及び内部空間は、ゆとりある広さを確保し、手すりを設置する。
- [オストメイト用水洗器具] ・単独で設置する場合は一体型などのオストメイト用水洗器具の設置が必要となる。
- [寸法] ・不特定多数利用便所の出入口は、有効幅員 80cm 以上とする。
- [表示] ・便房内に乳幼児用の椅子を設ける場合は、その旨を便所及び便房出入口付近に表示する。

a) 出入口が便器に対して横の場合

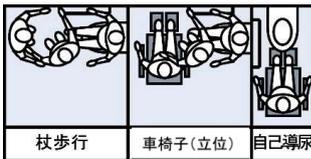


石川県庁

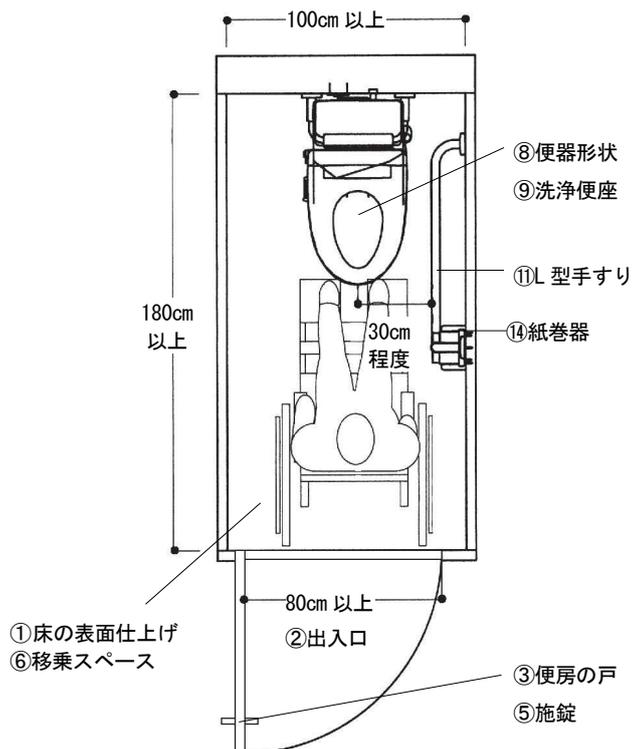


b) 出入口が便器に対して縦の場合

・座位移乗が必要な人には対応できない。



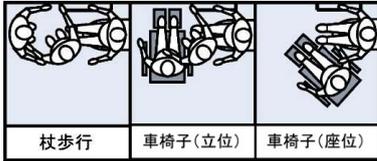
石川県済生会金沢病院



■ 規模の小さい車椅子対応便房

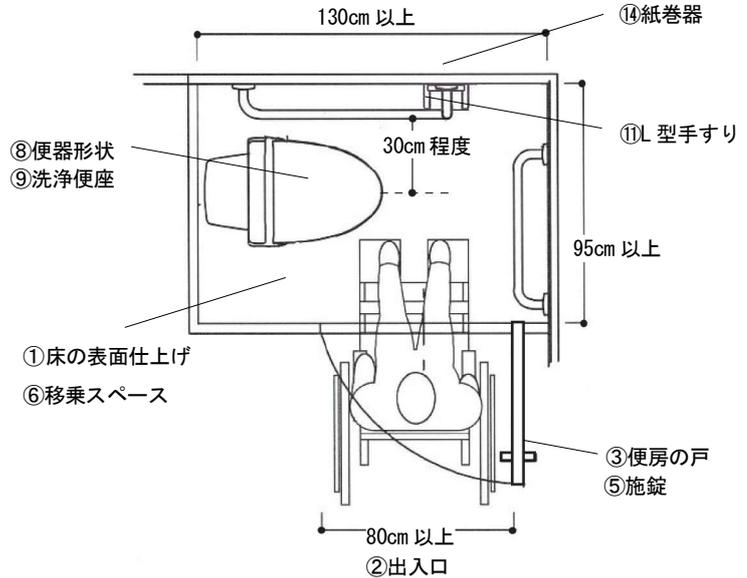
- ・ 建築物の用途に供する部分が1,000㎡未満の場合のみ、車椅子が便房内に納まらなくてもよい。
- ・ ただし、利用できる対象者が増えるように、出入口の有効幅員を80cm以上にする。

a) 出入口が便器に対して横の場合

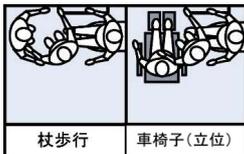


杖歩行 車椅子(立位) 車椅子(座位)

石川県リハビリテーションセンター

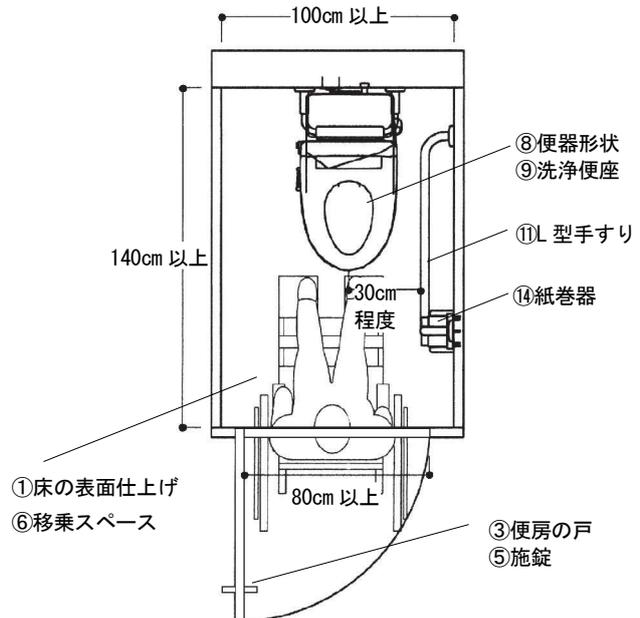


b) 出入口が便器に対して縦の場合

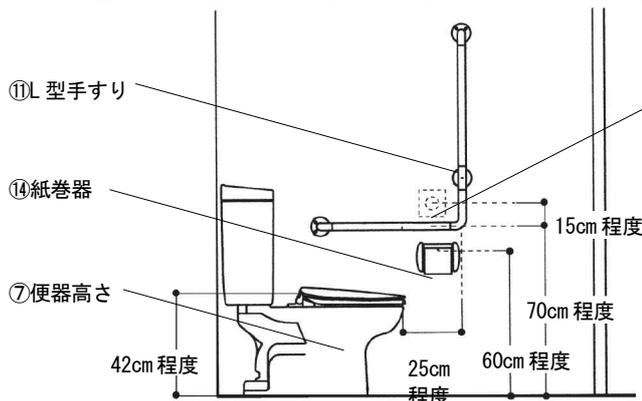


杖歩行 車椅子(立位)

石川県庁



■ 簡易型機能を備えた専用便房・車椅子対応便房共通（立面）



⑬便器洗浄ボタン ロータンクの場合は、一般的にリモコンが付けられない場合が多い。その場合は、後付けのワイヤレスリモコン、もしくは操作しやすい洗浄レバーを検討する。



整備事例

● 使いやすい便房内の配置



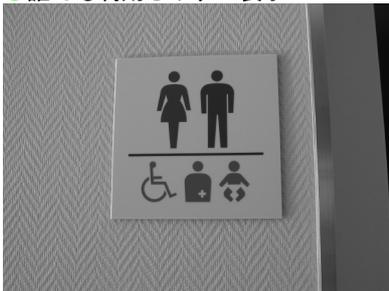
- ・出入口近くの壁面に触知図があり、内部の設備配置がわかる。
(石川県庁・金沢市)

● 出入口幅員と縦手すり



- ・出入口の幅員は和・洋便房を問わず 80cm 以上ある。
- ・和便房には立ち座りに便利な縦手すりがある。
(石川県庁・金沢市)

● 誰でも利用しやすい表示



- ・優先表示があり、気軽に利用しやすい。(石川県庁・金沢市)

● 横から入れる一般便房



- ・便器に対して横から進入できるため、座位移乗する車椅子利用者も利用できる。(大桑公園・金沢市)

● 一般便房への音声誘導



- ・便房に入るとセンサーで感知し、音声でトイレ内の鍵、紙巻器等の設備配置等を案内してくれる。(白山市役所・白山市)

● 子供用小便器



- ・壁掛け式でアプローチやすく、手すりなどで体を支えることができる。
(かほく市立学園台保育園・かほく市)

● おむつ交換台



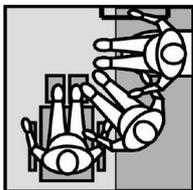
- ・多機能便房内におむつ交換台およびベビーチェアが設置されている。
(能美市湯野児童館・能美市)

特定利用者の排泄動作及び事例

※利用者が特定される建築物では、利用者の排泄動作特性及び介助動作等を十分に配慮した設計をすることが重要である。ここでは、よく見られる特定利用者の排泄動作と設備事例を示す。

●端座位^{※1} 移乗による排泄動作

・座位移乗でベンチに移り、更衣等を行って便器に移乗する。

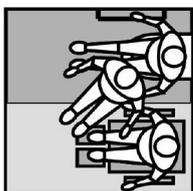


県立美術館



●長座位^{※2} 移乗による排泄動作

・座位移乗でベンチに移り、更衣等を行って便器に移乗する。

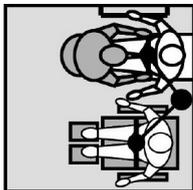


青山彩光苑



●リフト移乗による排泄動作

・介助に、リフトを利用して便器に移乗する。



はりま自立の家



いしかわ特別支援学校



〈便器への移乗例〉

・便器に対して前方から移乗する場合もある。



石川県リハビリテーションセンター
ほっとあんしんの家



※1 端座位：椅子やベッドの端に脚をおろして座った姿勢。

※2 長座位：ベンチやベッド上で脚全体を伸ばして座った姿勢

管理、人的対応の留意事項

- ・多機能便房は、高齢者や乳幼児連れ等、車椅子使用者以外の利用も促す。
- ・多機能便房及び不特定多数利用便所等は、自動扉、光感知式照明及び水栓、温水洗浄ユニット等の設備故障がないように、定期的にメンテナンスを行う。特に一箇所しか設置しない場合は、代替りの便房がないため十分注意する。
- ・不特定多数利用便所等は、掃除用具やゴミ箱等が利用の妨げにならないよう十分注意する。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、パターン化した行動をとる人や誤った場所に入ったことでパニックになったりする人もいるため、出入り口に男女別表示をわかりやすく表示したり、特に制約がない状況や同一建物内においては便所の男女別配置を統一することが有効である。
- ・知的、発達、精神に障害のある人には、臨機応変な対応が苦手で、トイレによって異なる様々な形式のボタンや、使い方が複雑なボタンは使いづらい人もいるため、統一することが有効である。

便房の機能の分散、設置位置の考え方

- 一つの便所における機能分散
 - ・「車椅子使用者用便房」への利用者集中を防ぐため、一つの便所（男女別、男女共用のまとまり）において、一つの便房に機能を集約することなく、「車椅子使用者用便房」、「オストメイト用設備を有する便房」及び「乳幼児用設備を有する便房」は分散して設けることを基本とする。
- 施設全体における機能分散
 - ・「車椅子使用者用便房」は、原則として便所を設置する各階に設置する。
 - ・「オストメイト用設備を有する便房」、「乳幼児用設備を有する便房」及び「男女共用の広めの便房」の設置に当たっては、施設全体における各階の用途（高齢者の利用が多い用途、乳幼児連れの利用が多い用途等）の特性を踏まえて配置する。その際、上下階の移動が小さくなるよう配慮する。
- 便房の位置
 - ・「車椅子使用者用便房」は、男女が共用できる位置に設ける。
 - ・「オストメイト用設備を有する便房」は、オストメイトの利用のしやすさに配慮するため、男子用及び女子用の便所に設ける。
 - ・「乳幼児用設備を有する便房」は、男女が共用できる位置に設ける。
 - ・便房の位置は上記を基本としつつ、便所の規模に応じて、便房の位置（男女共用の位置とするのか、男子用及び女子用の便房に設けるのか）の最適化を図る。

